

MICA (P) No. 205/06/2007

SINGAPORE – AREA Report 162

2007年4月24日

「インド:外資規制を緩和」

～ 計6部門での外資出資比率引き上げを発表～

三菱東京UFJ銀行
アジア法人業務部

2008年3月12日、インドの商工省は6つの通達(プレスノート)を発表し、信用情報会社、商品先物取引所、工業団地、民間航空、石油・天然ガスセクター、チタン採掘分野、について外資出資規制の緩和を行うと発表した。

※本件は2008年3月12日発表の商工省通達(プレスノート1[2008]～6[2008])に詳細が規定されている。

<http://siadipp.nic.in/policy/changes.htm> ご参照。

1. プレスノートに記載されている外資出資規制の緩和分野

(1) 信用情報会社(Credit Information Companies)に対する外資規制の緩和(プレスノート1[2008])

信用情報会社に対するFDI(外国直接投資)、FII(外国機関投資家)からの出資比率を、事前の政府の承認とインド準備銀行(RBI)の許可を条件に出資比率49%まで出資可能とする。但し、資産運用投資スキーム(Portfolio Investment Scheme :PINS)の下で、登録されているFIIからの投資で株式市場に上場している信用情報会社を対象とするものは、24%までの出資比率を上限とする。また、FIIの投資については以下の条件の下で許可される。

- ① 一企業が、直接、間接的どちらの場合においても10%以上の株式を保有してはならない。
- ② 1%を超えるどのような出資においてもRBIに報告しなければならない。
- ③ 取締役会に役員を送ることはできない。

FDIについては、特に条件はない。

また、今回の通達発表により、プレスノート4(2006)の信用照会会社(Credit Reference Agencies)はNBFC(Non-Banking Financial Company)のリストから削除する。

(2) 商品先物取引所への外資出資の許可(プレスノート 2[2008])

- ① FDI と FII からの投資は合わせて出資比率の上限 49%まで可能とする。
- ② FDI は出資比率上限 26%まで、FII からの投資については出資比率上限 23%までとする。
- ③ FDI を行う際には、政府からの事前承認を必要とする。
- ④ 外国投資家 1 名当り、また、一企業からの出資上限は 5%とする。
- ⑤ FII による出資は二次市場(Secondary Market)からに限ることとする。

(3) 工業団地への外資出資規制の緩和(プレスノート 3[2008])

工業団地への投資はプレスノート 2(2000)によって建設プロジェクト分野の一つとして出資比率 100%までの出資が自動認可(Automatic route)にて認められているが、プレスノート 2(2005)によって最小資本、最小開発エリアなどの制限が規定されていた。今回、以下の 2 点を条件として、これらの制限の適用対象外となった。

- ・ 最低 10 社が入居し、1 つの入居企業が工業団地敷地の 50%以上を占めないこと。
- ・ 工業用地としてのエリアが全敷地面積の 66%以下となっていないこと。

(4) 民間航空分野への外資出資規制の一部改定(プレスノート 4[2008])

空港開発分野についての変更はない。航空輸送サービスについては、FDI 出資比率は 49%まで、在外インド人(NRI)は 100%まで出資が認められていた。(プレスノート 4[2006])

① 空港開発(変更なし)

- ・ 新規の FDI については、100%までの出資が自動認可にて認められる。
- ・ 現存のプロジェクトへの投資については、FDI を出資比率 100%まで許可する。なお、FDI が出資比率 74%を超えるものについては、政府の事前承認を条件とする。

② 航空輸送サービス

- ・ 外国航空会社の定期便、不定期便、貨物便の直接、間接の投資は認めない。ただし、貨物機、ヘリコプター、シープレーン(Seaplane)は外国航空会社の参入を認める。FDI の出資比率上限は 49%、在外インド人(NRI)は 100%まで出資を可能とする。

③ 外資出資比率の上限の変更

- ・ 定期航空運送サービス、国内定期旅客サービスについては、FDI の出資比率上限は 49%、在外インド人(NRI)は 100%までの出資が自動認可にて認められる(変更なし)。

- ・ 不定期航空運送サービス、不定期便、チャーター便、貨物便について FDI は出資比率 74% まで、在外インド人 (NRI) は 100% までの出資が自動認可にて認められる。
- ・ 民間航空局長 (Directorate General of Civil Aviation: DGCA) の承認を必要とするヘリコプター、シープレインサービスについて、FDI は 100% までの出資が自動認可にて認められる。

④ 航空サービスのその他の分野

- ・ 地上取り扱いサービスについて、FDI の出資比率上限は 74%、在外インド人 (NRI) は 100% までの出資が自動認可にて認める。但し、各政府部門の規制と安全許可を条件とする。
- ・ 航空メンテナンス、修理、技術訓練校について、FDI は 100% までの出資が自動認可にて認められる。

(5) 石油・天然ガスセクター(プレスノート 5[2008])

石油・天然ガスセクター(探索、マーケティング、石油製品パイプライン、天然ガスパイプライン、石油精製)はプレスノート 1(2004)とプレスノート 4(2006)によって FDI は自動認可によって出資比率 100% まで出資が可能となっていた。但し、公営部門事業(Public Sector Undertaking: PSU)による石油精製は政府の事前承認を条件に FDI は出資比率 26% までとされていた。また、石油製品の貿易、マーケティングについて FDI は出資比率 100% まで認められているが、5 年以内に株式の 26% をインドのパートナーに譲渡するか、上場によって放出しなければならないとされていた。

今回の改定では、プレスノート 4(2006)に記載されていた規定のうち、上記の下線部分は以下の通り修正された。

- ・ 政府の事前承認を条件に、公営部門事業 (PSU) による石油精製に対して FDI の出資比率上限を 49% まで許可する。
- ・ 石油製品の貿易、マーケティングについて FDI は出資比率 100% まで認められている。今回の改定では「5 年以内に株式の 26% をインドのパートナーに譲渡するか、上場によって放出しなければならない」という条件を削除した。

(6) チタン(イルメナイト、ルチル、白チタン石)、ジルコジウム(ジルコンを含む)の鉱物・鉱石の採掘(プレスノート 6[2008])

- ・ チタン、ジルコジウムについて FDI は政府の事前承認を条件に、74% まで採掘、鉱物分離業への出資が許可されている。今回は、政府の事前承認を条件に出資を 100% まで許可することとする。

- ・ ただし、チタンの鉱物分離業の FDI については次の条件を満たす必要がある。①価値を付加する施設をインド国内に設置し、かつ技術移転を行うこと、②鉄くずの処分は、原子力規制局 (Atomic Energy Regulatory Board) の規定に従って行うこと。
- ・ 原子力省から発表されたリストに記載されている鉱物については、FDI は許可されない。

2. インド投資への影響

今回の外資規制の緩和は、特に以下の 2 分野に対して投資家が注目するとみられている。

(1) 工業団地への投資

インドにおける工業団地開発は、インドにおいて注目されつつある分野である。2008 年 4 月にはシンガポールのビジネス団地開発・運営会社アセンダスがインド南部に IT 経済特区を含めた複合施設を開発すると発表した。日系企業においても、インドネシア、ベトナムで工業団地開発を進めている企業は存在し、今後投資の拡大が期待される分野である。

(2) 石油・天然ガスセクター

天然資源開発については、今回の規制変更により、石油製品の貿易、マーケティングの分野において、外資系企業が株式を手放す必要がなくなった。進出企業においては今後、経営の安定性が高まることが期待されるため、同分野への関心が高まることも考えられる。

(ご参考) インド規制変更関連レポート

- ・ AREA Report 103 インド： 直接投資規制を緩和 2006 年 3 月 2 日

(本レポートに関するお問い合わせ先)

アジア法人業務部

北村 広明

E-mail: hiroaki_kitamura@sg.mufg.jp

TEL: (シンガポール) 65-6231786

宮崎 治

E-mail: miyazaki@sg.mufg.jp

TEL: (シンガポール) 65-6231793

※本レポートは情報の提供を目的に作成しておりますが、お取引の最終判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。資料は信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが完全性を保証するものではありません。